

## 会 費 等

(2018年3月現在)

一般社団法人日本シュタットベルケネットワークの年会費は次の通りとする。

種 類		年会費
正 会 員 (日本版シュタットベルケに限る)		30万円
賛 助 会 員	一般法人 (下記以外の法人)	80万円
	中小企業者(*1)に 相当する法人	30万円
	小規模企業者(*2)に 相当する法人	5万円
	個人	1万円
	情報会員	1千円
	地方自治体	無料

※なお、年会費は、4月から翌年3月の1年間分を支払うものとする。

( \* 1 ) 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義に基づく分類
製造業、建設業、 運輸業、その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社

( \* 2 ) 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義に基づく分類
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

<注記>

- ◆ 入会にあたりましては、正会員、賛助会員共に理事会の承認を得る必要があります。
- ◆ 当面の間、宗教や政治に携わる方や団体等のご入会はご遠慮申し上げます。

以上